

**年度モニタリング
(平成 29 年度)**

施設名称	佐倉市立臼井老幼の館 臼井老幼の館学童保育所外 5 学童保育所
施設概要	児童センター (1) 名 称 佐倉市立臼井老幼の館 (2) 所在地 〒285-0038 佐倉市王子台 6 丁目 25 番 1 号 (3) 施設構造 鉄骨造、地上 1 階建 (4) 敷地面積 2,563 m ² (5) 延床面積 322 m ² (6) 建築年月 昭和 60 年 3 月 (7) 開設年月 昭和 60 年 5 月 (8) 施設内容 事務室、遊戯室、図書室、和室 (学童保育室と兼用) (9) 基盤設備 電気：東京電力、ミツウロコ 水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、 ガス：都市ガス (13A)、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ 各学童 臼井老幼の館学童保育所 (1) 名 称 佐倉市立臼井老幼の館学童保育所 (2) 所在地 〒285-0837 佐倉市王子台 6 丁目 25 番 1 号 (臼井老幼の館内) (3) 施設構造 鉄骨造、地上 1 階建 (4) 敷地面積 2,563 m ² (臼井老幼の館) (5) 延床面積 322 m ² (学童保育部分 37 m ²) (6) 建築年月 昭和 60 年 3 月 (7) 開設年月 昭和 60 年 5 月 (8) 施設内容 和室 (学童保育室と兼用) (9) 基盤設備 電気：東京電力、ミツウロコ 水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、 ガス：都市ガス (13A)、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ (10) 定員：35 名 (11) 対象学年 1 年生～4 年生 千代田学童保育所 (1) 名 称 佐倉市立千代田学童保育所 (2) 所在地 〒285-0834 佐倉市吉見 553 番地 (千代田小学校内) (3) 施設構造 鉄骨造、地上 2 階建

- (4) 敷地面積 32,981 m²
- (5) 延床面積 503 m² (学童保育部分 134 m²)
- (6) 建築年月 平成6年3月
- (7) 開設年月 平成20年10月
- (8) 施設内容 学童保育室 (2部屋)
- (9) 基盤設備

電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化天然ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

- (10) 定員：65名
- (11) 対象学年 1年生～6年生

印南学童保育所

- (1) 名称 佐倉市立印南学童保育所
- (2) 所在地 〒285-0822 佐倉市印南 223 番地 1 (印南小学校内)
- (3) 施設構造 木造、地上2階建
- (4) 敷地面積 20,718 m²
- (5) 延床面積 1,073 m² (学童保育部分 174 m²)
- (6) 建築年月 昭和56年3月
- (7) 開設年月 平成15年12月
- (8) 施設内容 学童保育室 (2部屋)
- (9) 基盤設備

電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化天然ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

- (10) 定員：70名
- (11) 対象学年 1年生～6年生

王子台学童保育所

- (1) 名称 佐倉市立王子台学童保育所
- (2) 所在地 〒285-0837 佐倉市王子台5丁目19番 (王子台小学校内)
- (3) 施設構造 鉄筋コンクリート造、地上3階建
- (4) 敷地面積 20,011 m²
- (5) 延床面積 1,700 m² (学童保育部分 65 m²)
- (6) 建築年月 昭和59年3月
- (7) 開設年月 平成24年10月
- (8) 施設内容 学童保育室 (1部屋)
- (9) 基盤設備

電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化天然ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ

- (10) 定員：30名

	<p>(11) 対象学年 1年生～2年生</p> <p>間野台学童保育所</p> <p>(1) 名称 佐倉市立間野台学童保育所</p> <p>(2) 所在地 〒285-0837 佐倉市王子台2丁目18 (間野台小学校内)</p> <p>(3) 施設構造 木造、地上2階建</p> <p>(4) 敷地面積 7,825 m²</p> <p>(5) 延床面積 19,748.91 m²</p> <p>(6) 建築年月 平成29年4月</p> <p>(7) 開設年月 平成29年4月1日</p> <p>(8) 施設内容 学童保育室(2部屋)</p> <p>(9) 基盤設備</p> <p>電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ</p> <p>(10) 定員：60名</p> <p>(11) 対象学年 1年生～6年生</p> <p>染井野学童保育所</p> <p>(1) 名称 佐倉市立染井野学童保育所</p> <p>(2) 所在地 〒285-0831 佐倉市染井野1丁目19 (染井野小学校内)</p> <p>(3) 施設構造 軽量鉄骨造、地上2階建て</p> <p>(4) 敷地面積 26,420.00 m²</p> <p>(5) 延床面積 4,406.18 m² (学童保育部分 90.80 m²)</p> <p>(6) 建築年月 平成29年4月</p> <p>(7) 開設年月 平成29年4月1日</p> <p>(8) 施設内容 学童保育室(1部屋)</p> <p>(9) 基盤設備</p> <p>電気：東京電力、水道：佐倉市水道事業、下水：佐倉市下水道、ガス：液化天然ガス、電話：NTT 東日本、その他：ケーブルテレビ</p> <p>(10) 定員：45名</p> <p>(11) 対象学年 1年生～6年生</p>
<p>施設の設置目的</p>	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とする。</p>
<p>指定管理者</p>	<p>シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社</p>

指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日
委託料	283,902,000円（平成29年度支払額 66,530,400円）
市所管課	健康こども部子育て支援課
第三者	佐倉市立臼井老幼の館運営委員会

①業務点検

評 価	説 明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区 分	評価項目	評価欄	
		指	市
I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A	A
適正利用	利用・減免等の手続は規定ののっとり正規に行われているか。	A	A
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。	A	A
法令遵守	関連規定を理解し、法令遵守が確保されているか。	A	A
2 維持管理業務に関する基準			
清 掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	S	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A	A
	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
廃棄物処 理	適正な方法（分別等）と頻度により廃棄されているか。	A	A
	廃棄物の減量に努めているか。	A	A
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。	A	A
	快適に利用できる環境となっているか。	A	A
公共料金支 払	公共料金は滞りなく支払われているか。	A	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A	A
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
修 繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。	A	A
	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A	A
	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。	A	A
警 備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。	A	A
	夜間・休所日警備に支障はないか。	A	A
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。	A	A

	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。	A	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A	A
	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。	A	A
駐車場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。	A	A
	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。	—	—
3 施設運営業務に関する基準			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A	A
利用料金 徴収	出納簿等は整備されているか。	A	A
	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。	A	A
	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A	A
物品販売 等許可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。	A	A
記録業務	日報や各種記録（文書・画像・音声・映像等）を行い、整理しているか。	A	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A	A
	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。	A	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A	A
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。	A	A
	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A	A
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。	A	A
	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A	A
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。	A	A
	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。	A	A
【児童センター】			
日常業務	遊ぶ際に守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	A	A
	乳幼児と保護者が日常的に利用しやすく、保護者同士が交流する機会が設けられているか。	A	A
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	A	A
	中高生が利用しやすい場となっているか。	A	A

【学童保育所】			
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	A	A
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	S	S
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	S	S
4 経理事項に関する基準			
財務処理	財務事務処理規程が定められ、遵守されているか。	A	A
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。	A	A
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。	A	A
5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を市へ提出しているか。	A	A
6 目的外業務に関する基準			
行政財産 使用許可	目的外業務（公衆電話設置等）の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。	A	A
	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。	A	A
II 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。	A	A
	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。	A	A
	労働時間の管理は適切になされているか。	A	A
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。	A	A
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。	A	A
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A	A
研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。	A	A
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。	A	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A	A
3 一部業務委託（再委託）に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。	A	A
報 告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。	A	A
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。	A	A
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	A	A

5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。	A	A
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	非常時の連絡体制は確立されているか。	A	A
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。	A	A
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。	A	A
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。	A	A
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。	A	A
個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。	A	A
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。	—	—
	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。	A	A
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。	A	A
	情報セキュリティ（コンピュータウイルス対策等）は万全か。	A	A
7 事業計画及び事業報告に関する基準			
書類提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。	A	A
	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。	A	A
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。	A	A

[意見記述欄] 業務点検	
指定管理者	<p>施設の美観については、前年から継続して環境美化に努めました。</p> <p>施設長を中心に臼井老幼の館と各学童保育所との連携を図るよう努め、また各学校との連携をとり協力して学童保育所の運営にあたることができました。</p>
市	<p>施設の美観については、屋外・屋内とも良好に維持されており、温かみのある環境を児童に提供していただいております。</p> <p>統括施設が率先し、普段から学校と良好な関係を築かれています。年度の後半で統括施設の施設長が交代しましたが、大きな影響もなく良好な管理運営が来ています。引き続き協力して児童の健全育成を行っていただきますようお願いいたします。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
延べ利用者数(人)	18,995	20,894	16,660	87.7	79.7

学 童	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
利用料金収入(円)	14,341,000	18,411,500	20,683,250	144.2	112.3
減免申請者数/月	46	60	67	145.7	111.7
登録児童数/月	190	240	261	137.4	108.8
臼井老幼の館	67	35	45	67.2	128.6
王子台	31	20	19	61.3	95.0
千代田	42	45	55	131.0	122.2
印南	50	45	41	82.0	91.1
間野台	0	60	67	—	111.7
染井野	0	35	34	—	97.1

【意見記述欄】 利用状況等分析	
指定管理者	<p>児童センターでは、年齢毎の親子教室を登録制から自由参加としたことと、年に一度の老幼まつりが荒天であったために利用者数が大幅に減ってしまった。</p> <p>学童利用者については、今年度より間野台学童保育所・染井野学童保育所が新設となり、定員を超えていた臼井老幼の館の利用者が間野台学童保育所を利用することで、課題であった定員超過が解消された。</p>
市	<p>児童センターは延べ利用者数が概ね2,300人程度減となっております。</p> <p>荒天による老幼祭りの参加数減も一因ですが、通常事業においても利用数が減少傾向とも考えられます。利用者ニーズを汲み取ったイベントを開催することで、計画値の達成を目指してください。</p> <p>学童利用については、間野台学童、染井野学童の新規開設(2箇所 105人の定員増)に合わせ、配置人員確保の等大変なところを良く対応していただきました。</p>

前年度の課題だった臼井老幼の館の過密状況もある程度解消されました。

新設の間野台学童については、整備時の想定と異なり低学年のみの受入しかできない状況ですが、児童数が急激に増えたわけでもなく、利用増が発生しているため、今後継続して状況の確認をしていく必要があります。

③経営分析

経営分析指標 (児童センター)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	25,067,900	25,093,800	25,060,120	100.0	99.9
支出 (円)	24,651,994	25,093,800	24,453,615	99.2	97.4
収支 (円) 〈収入－支出〉	415,906	0	606,505	145.8	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	81.6	81.6	84.0	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出／述べ利用者数)	1,297	1,201	1,467	113.1	122.2
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／述べ利用者数)	1,317	1,197	1,501	114.0	125.4

経営分析指標 (学 童)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	41,239,950	61,936,230	64,186,465	155.6	103.6
支出 (円)	39,380,802	60,250,017	52,446,249	133.2	87.0
収支 (円) 〈収入－支出〉	1,859,148	1,686,213	11,740,216	631.5	696.2
利用料金比率 (%) 〈利用料金収入／収入〉	34.8	29.7%	32.2%	—	—
人件費比率 (%) 〈人件費／支出〉	91.7	89.6%	90.3%	—	—
利用者当たり管理コスト(円) (支出／平均登録数(月))	207,267	251,041	200,943	96.9	80.0
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料／平均登録数(月))	132,955	172,965	159,048	119.6	92.0

経営分析指標 (全 体)	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入 (円)	66,307,850	87,030,030	89,246,585	134.6	102.6
支出 (円)	64,032,796	85,343,817	76,899,864	120.1	90.1
収支 (円) 〈収入－支出〉	2,275,054	1,686,213	12,346,721	542.7	732.2

[意見記述欄] 経営分析	
指定管理者	<p>支出では、新設の2学童のオープンに伴う備品購入・人件費の増加を計画していたが、加配対応等の必要もなく、計画よりも大幅に削減する事ができた。また、本部経費を計上していないこともあり、学童についての収支が大きくなっている。翌年度には更なる施設の充実に向けて大型備品の入れ替えを検討しています。</p>
市	<p>児童センターについては、前年度と比較し収支の状況は変化が少なく、全体の利用者数が減っているため、利用者数あたりの管理コスト等は増えています。</p> <p>学童については、新規の2施設の開設により、収入は増加していますが、支出面では収入より伸びが少ないため、収入は大きく増えています。収益が大きく出ている場合は、次年度の施設整備等、利用者への還元を検討してください。</p> <p>また、利用者だけでなく支援員への研修機会の増加を検討するなど、引き続き質の向上についても努めて下さい。</p>

④業務実施状況確認

【児童センター単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
開所日の変更	前年度より、学童の長期休暇中を除いた毎月第3月曜日の開所を行い、利用者の拡大を図りましたが、周知が不十分であったため、今年度は周知を徹底し来館を増やせました。
来館者数10%増	昨年度までは、順調に利用者数を増やせてきましたが、事業の見直しや大型イベントの天候不良により来館者数が大幅に減少しました。
5S活動の推進	【整理】【整頓】【清掃】【清潔】【躰】を職員に徹底させるとともに、利用者にもお願いをすることで習慣化し、施設を快適に利用できるように努めました。古い遊具等の入替も実施しました。

【児童センター中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
施設の維持管理	事務用品・消耗品等についてはグリーン購入法適合商品の利用を推進しております。
健全な遊びと体力の増進	計画的に古くなった遊具の入替、交換。新しい遊具の購入を行い、利用者が積極的に利用したくなる施設運営を行っております。 一般向けに体力増進の太極拳等の教室・サークル活動を始め、地域の方に多く来館いただきました。

【学童単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
新設学童の開設	新たに2学童が新設され、利用者も多くなるとともに、職員数も大幅に増員となった。施設の充実と職員の充実の両面で問題なく運営を実施することができた。
備品管理計画<備品購入等>	老朽化していた学習機の入替を順次行い、各学童の業務主任を通じ、各学童に必要な備品・消耗品に不足がないよう購入しております。 事務用品・消耗品等についてはグリーン購入法適合商品の利用を推進しております。

5 S 活動の推進	【整理】【整頓】【清掃】【清潔】【躰】を職員に徹底させるとともに、学童にも習慣化することで学童保育所を快適に利用できるように努めました。
-----------	--

【学童中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
個人情報保護・情報公開・情報管理	個人情報について十分な理解と認識を持って対応するため、職員には個人情報保護に関する研修（入社時・定期）及びテストを実施しております。業務上、知り得た利用者情報の管理、保存、廃棄には細心の注意を図り、適切な処理を実施しております。
安全管理・危機管理	各学童において、火災・地震・不審者と年3回の避難訓練を実施し、学童の安全と職員の危機管理の向上に努めました。
旧式ロッカーの入れ替え	老幼の館にホールに設置のスチール製ロッカーを複数年かけて、木製の大きめのロッカーへと入替えることを計画し、今年度は半分のロッカーを入れ替えた。

【意見記述欄】 業務実施状況確認	
指定管理者	<p>児童センターでは、乳幼児親子を対象とした事業において登録制から自由参加に切り替えたところ、利用者数が減少してしまった。また、老幼の館学童保育所を利用していた学童が児童センターのイベントにも多く参加していたが、間野台学童保育所が新設されたため、利用者が減ってしまった。</p> <p>学童では、日頃からの保護者・指導員の声やアンケートの結果をすぐに運営に反映できるように努め、都度見直しを行いました。新設の2学童においては、遊具の充実等を図っており、また翌年度以降も更に魅力的な学童保育所づくりを実施していく。</p>
市	<p>児童センターで第三月曜日の開館実施を継続して行うなど、利用者の利便性に配慮した事業展開を行っています。また市が設置していた旧式の金属製ロッカーの置き換えを事業者負担で行うなど、利用者への利益還元も実施しており、サービス向上に繋がっていると考えます。</p> <p>今後も地域の方々に利用をされる場の整備に心がけていただくようお願いいたします。</p> <p>また、新規学童の開設により職員数の増と共に、経験のやや少ない職員数も増えており、資質向上を図るための研修等の開催、参加を積極的に次年度以降もしていただきますようお願いいたします。</p>

⑤利用者満足度調査報告

<p>実施方法等</p>	<p>利用者アンケートを平成29年11月27日～12月28日において児童センター・学童保育所毎に実施しました。</p>																																										
<p>回答数等</p>	<p>児童センター 【配布枚数】 116枚 【回収枚数】 116枚 学童 【配布枚数】 210枚 【回収枚数】 145枚</p>																																										
<p>実施結果</p>	<p>児童センター</p> <p>老幼の館は楽しいですか</p> <table border="1" data-bbox="363 763 1080 869"> <tr> <td>楽しい</td> <td>ふつう</td> <td>楽しくない</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>職員の対応はいかがですか。</p> <table border="1" data-bbox="363 920 1080 1025"> <tr> <td>良い</td> <td>普通</td> <td>悪い</td> </tr> <tr> <td>72</td> <td>18</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>館内の清掃は行き届いていますか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1077 1169 1182"> <tr> <td>綺麗</td> <td>普通</td> <td>汚い場所がある</td> <td>汚い</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>27</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table> <p>開館時間の変更の希望はありますか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1234 1169 1339"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>103</td> </tr> </table> <p>学童</p> <p>お子様は学童に嫌がらず行かれていますか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1491 1169 1597"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>105</td> <td>10</td> </tr> </table> <p>学童の指導員の対応に満足していますか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1648 1169 1753"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> <td>どちらでもない</td> </tr> <tr> <td>117</td> <td>5</td> <td>24</td> </tr> </table> <p>学童で改善して欲しい点はありますか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1805 1169 1910"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>30</td> <td>112</td> </tr> </table> <p>長期休業期間のお弁当の注文を利用しましたか。</p> <table border="1" data-bbox="363 1962 903 2067"> <tr> <td>はい</td> <td>いいえ</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>82</td> </tr> </table>	楽しい	ふつう	楽しくない	13	11	1	良い	普通	悪い	72	18	0	綺麗	普通	汚い場所がある	汚い	63	27	0	0	はい	いいえ	2	103	はい	いいえ	105	10	はい	いいえ	どちらでもない	117	5	24	はい	いいえ	30	112	はい	いいえ	63	82
楽しい	ふつう	楽しくない																																									
13	11	1																																									
良い	普通	悪い																																									
72	18	0																																									
綺麗	普通	汚い場所がある	汚い																																								
63	27	0	0																																								
はい	いいえ																																										
2	103																																										
はい	いいえ																																										
105	10																																										
はい	いいえ	どちらでもない																																									
117	5	24																																									
はい	いいえ																																										
30	112																																										
はい	いいえ																																										
63	82																																										

回答者の意見等	対応策等
老幼の館のトイレをきれいにしてほしい。	トイレだけでなく施設の老朽化については、担当課と相談の上、随時対応していきます。
駐車場の整備をしてほしい。	アンケートの結果を確認してから、早急に修繕を実施しました。
開所時間を延長してほしい。	延長の希望については、前年よりも多くなってきているものの、全体としては数名程度のため、今後の検討事案として担当課と相談の上、対応していきます。

【意見記述欄】 利用者満足度調査報告	
指定管理者	<p>児童センターでは施設に関する要望が多く、トイレ等の設備については、担当課と相談の上対応していきます。職員において対応可能なものにつきましては、アンケートの結果も基に早急に対応を実施しています。</p> <p>学童では、開所時間延長の要望が多く、その中では土曜日の開館時間を19時までにしてほしいというものが多く出ておりました。今後のアンケート等において意見が多くなるようであれば、対応すべきものと考えています。</p>
市	<p>昨年度に続き、児童センター・学童ともに職員の対応について良い評価を受けています。施設については、建物自体の老朽化も進んでいるため、大幅な改善は難しい面もありますが、必要と考えられる箇所について整備を進めていくこととなります。</p> <p>アンケートの回答数については、他団体と比較し少ない方ではありませんが、出来るだけ回収率を増やすなど工夫をして、引き続き利用者ニーズの把握につとめ、施設運営の参考としてください。</p>

⑥総合評価

【意見記述欄】 総合評価	
指定管理者	<p>児童センターにおいては、これまで年々増加していた利用者数を大きく減らしてしまうこととなり、翌年度に向けてイベントの見直しや施設の改善を実施し、より魅力的な児童センターづくりを目指します。</p> <p>学童保育所では、間野台・染井野学童保育所が新規開設となり、規模が拡大したことによる職員の確保・施設間の連携等の課題もありましたが、大きなトラブル・事故なく、1年目をスタートできました。</p>
市	<p>平成29年度は、児童センターについては利用数減となっております。利用数減少の要因は大きなイベントの悪天候だけではないと考えられるため、より一層の利用者のニーズ把握に努め、魅力的なイベントの検討と開催、利用数を増やすための取り組みに引き続き尽力していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、学童では間野台・染井野学童の新設により、開始までの運営人員の確保や、開始後は従事経験の少ない支援員の質の向上など、事業者として対応に苦慮するところも多かったかと考えます。その中で、年度を通して安定した運営を行ったことにつきまして感謝申し上げます。次年度に向けて、更に質の高い保育が行えるよう、市・県で実施する研修等も積極的に活用してください。</p>

年度モニタリング〔第三者（利用団体等）評価〕
（平成29年度）

施設名称	臼井老幼の館・臼井エリア6学童保育所
評価者・団体	佐倉市立臼井老幼の館運営委員会

〔別記2-①〕 業務点検シート

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
－（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

区分	評価項目	評価欄
I 業務に関する基準		
1 基本事項		
【児童センター・学童保育所共通】		
開所時間	開所時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境になっているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全管理	施設内・施設外に危険箇所はないか。	A
3 施設運営業務に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Web サイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	A
意見等 受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	A
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	A
【児童センター】		
日常事業	遊ぶ際を守るべき事項が、利用者に理解できるように周知されているか。	A
	乳幼児と保護者が日常的に利用しやすく、保護者同士が交流する機会が設けられているか。	A
	異なる学校や年齢の児童が交流できる場となっているか。	A
	中高生が利用しやすい場となっているか。	A

交流事業	地域の高齢者等と児童の交流を図る機会が設けられているか。	A
【学童保育所】		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われているか。	A
統括施設	統括施設（児童センター）から各学童保育所へのフォロー体制は整備されているか。	A
日常事業	学童での1日の過ごし方は望ましい内容か。	A
	保護者への対応、コミュニケーションはとれているか。	A
	学校との連絡体制は適切にとられているか。	A

区分	評価項目	評価欄
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接 遇	職員（スタッフ）は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員（スタッフ）のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	A
2 運営協力体制に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S
3 安全管理・危機管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
危機管理	利用者を含めた避難訓練を実施しているか	A
	災害時の学校や保護者との連絡体制は整備されているか。	A
4 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準		
【児童センター・学童保育所共通】		
情報管理	個人情報の管理は適正に行われているか。	A

[意見記述欄] 総合評価

- ・運営につきましては、独自に工夫を重ねながらルール、規定にもとづいて、管理されている。
- ・「見える化」をテーマに視察し、(整理・整頓)物の置き場の表示が必要(掃除用具・消火栓等)、(危険・安全性)掲示物に画鋏を使用している。遊び場・おやつのは場所はできる限り避ける(異物混入)、目で見てわかる様にする。
- ・全体として適切な運営、管理がなされていると思われます。
- ・一部の保育所で、意見等の受付をメモ書きで処理していたが、大事な要望は、正式な用紙に記載して、ファイルし、管理する事が必要かと思われる。
- ・危機管理のフローチャートの保管場所が一部の保育所で、業務主任のみが把握しており、全員がわかる所に保管してもらいたい。
- ・企画事業で月1回のイベントをいろいろ工夫して行っている保育所があり、今後も続けてほしい。
- ・受け付けた意見・要望・苦情等について、共通の方法で必ず記録として残すことが必要。
- ・危機管理の避難訓練について、それぞれ実施しているが、緊急時の連絡方法としてPHSの有無が学童保育所によって異なり、使用方法についても全職員が把握できていない。緊急時の連絡体制の整備が必要。

【労働条件チェックリスト】

この労働条件チェックリストは、使用者が事業場における労働基準関係法令等の遵守状況を自ら点検し、自主的な改善を図るためのものです。点検の結果、×印の項目は改善が必要です。また、点検項目に該当しない場合は、点検結果欄に、斜線（/）を引いてください。（注：労基＝労働基準法、労安＝労働安全衛生法、最賃＝最低賃金法）

NO	点検項目	結果○×
1	常時使用する労働者が10人以上なので、就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条） 【裏面1参照】 ※常時使用する労働者が10人未満であっても作成することが望ましい	○
2	パートタイム労働者等正社員以外の労働者を使用しているため、これに適用する就業規則を作成し、労働者代表の意見書を添付して、労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○
3	就業規則を変更した場合は、1と同様に労働基準監督署に届け出ている（労基89条）	○
4	労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している（労基15条） 【裏面2参照】 ※シフト制等により、実際の労働日や労働時間が労働契約締結の際に確定しない労働者にも、労働日の決め方等を明示している【裏面2参照】	○
5	有期労働契約の労働者には、労働契約の期間、更新の有無、更新がある場合の判断基準などを明示している 【裏面2参照】	○
6	所定労働時間は、週40時間、1日8時間以内としている（労基32条） ※1ヵ月以内の期間の労働時間を平均し、週40時間以内とする場合は、その月の開始前に労働者各人に勤務表（シフト表）を示すなどして通知している	○
7	次のような時間がある場合、労働時間として算定している（労基32条） a 交替制勤務における引継ぎ時間 b 業務報告書等の作成時間 c 仕事の打合せ、会議等の時間 d 参加が義務付けられている行事や研修等 e 出張先から次の出張先までの移動に必要な時間	○
8	労働時間は、タイムカードや適正な自己申告などに基づき、適正に把握している（労基32条） 【把握方法：手書きの勤務表による】	○
9	時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている（労基32条、35条、36条）	○
10	9の労使協定は、「時間外労働の限度に関する基準」（厚生労働省告示）の範囲内で締結している 【裏面3参照】	○
11	休憩は、就業規則で定めた時間に、確実に取得させている（労基34条）	○
12	休日は、毎週1回または4週を通じて4回以上与えている（労基35条）※「夜勤明け」の日は休日には該当しません	○

NO	点検項目	結果○×
13	賃金は通貨で、直接労働者に（同意に基づき金融機関への振込も可）毎月1回以上、定期に全額（税金・社会保険料や賃金控除の労使協定に定めるものは控除可）を支払っている（労基24条）	○
14	すべての労働時間について最低賃金額以上の時間給を支払っている（最賃4条）	○
15	法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ25%（※）、35%、及び25%以上の割増賃金を支払っている（労基37条） ※月60時間を超えた時間外労働については50%以上です（中小企業には猶予措置あり）	○
16	労働者を会社の都合により休業（自宅待機等）させた場合、平均賃金の60%以上の休業手当を支払っている（労基26条）	○
17	パートタイム労働者を含むすべての労働者に法定の年次有給休暇を与えている（労基39条）	○
18	労働者名簿・賃金台帳を作成し、保存している（労基107条、108条、109条）	○
19	常時50人以上の労働者を使用しているため、産業医・衛生管理者を選任し、労働基準監督署に届け出た上で、必要な職務を行わせている（労安12条、13条）	○
20	常時50人以上の労働者を使用しているため、衛生委員会を毎月開催している（労安18条）	○
21	常時10人以上50人未満の労働者を使用しているため、衛生推進者を選任し、必要な職務を行わせている（労安12条の2）	/
22	労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している（労安59条）	○
23	労働災害防止のため腰痛予防対策や交通労働災害防止対策等に取り組んでいる	○
24	雇い入れの際、及び1年以内ごとに1回（深夜業従事者には6ヵ月ごとに1回）、定期的に労働者に対し健康診断を実施している（労安66条）	○
25	健康診断の結果を労働者に通知し、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している（労安66条の5、66条の6）	○
26	働きやすい職場にするため、労働者からの仕事に関することや悩みごとなどを相談できる体制を整備している	○
27	労働基準法・労働安全衛生法の要旨や就業規則、労使協定等を職場に備え付けるなどの方法により労働者に周知している（労基106条、労安101条）	○

◇点検実施年度：平成29年度

◇施設名：臼井老幼の館